

兵庫区制 90 周年記念 ロゴマークの使用に関する要綱

兵庫区長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、兵庫区（以下「区」という。）が著作権を有するロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第 2 条 ロゴは、兵庫区制 90 周年を記念し、公募し決定したロゴマークである。この趣旨を広く発信し、区及び区民の機運を醸成するために使用する。

(使用できる者)

第 3 条 兵庫区制 90 周年の機運を醸成し、盛り上げる意図を持つ者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わずロゴを使用することができる。

- (1) 区及び神戸市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を 区及び神戸市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第 2 条に該当するもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると区長が認めるとき

(使用の手続)

第 4 条 ロゴを使用する者（以下、「使用者」という。）は、ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付のうえ区に提出し、使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、区は、ロゴマーク使用承認書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、使用の手続き無く、使用することができる。

- (1) 国または地方公共団体、地域団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (3) 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
- (4) その他区長が許可した場合

(使用期間及び撤去義務)

第 5 条 前条の規定に基づき、ロゴを使用できる期間は、施行日～令和 5 年 12 月 31 日までの期間とし、使用期間経過後に公の場所に掲示又は設置されたロゴの付いた掲示物又は設置物を撤去する義務を負う。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 使用者は、使用するデザインについては、色は現色又はモノクロのみで、デザインの改変は認めないものとする。

2 使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること
- (2) 使用開始に先立ち完成デザインを提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる

(使用の取消)

第 7 条 使用の承認を受けた者が、次の各号にあたる場合、区はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用の承認を受けた者に損害が生じても、区は、その責めを負わない。

- (1) 第 3 条第 1 項各号に該当する場合
- (2) 前条に定める事項を遵守しなかった場合
- (3) 様式第 1 号の記載内容に虚偽が認められた場合

(所管)

第 8 条 当要綱に関する事務は、兵庫区総務部まちづくり課が所管する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、区の指示に従う。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 11 月 21 日より施行する。